

資料編

- 1 用語集
- 2 分野別計画
- 3 計画策定の体制
- 4 計画策定（審議）の経過
- 5 市民参加の状況
- 6 諮問・答申
- 7 環境基本条例

用語集

【あ】

アスベスト

自然界に存在するケイ酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の総称で、石綿とも呼ばれるもの。

【い】

イノベーション

これまでの発想や手法にとらわれることなく、新しいアイデアでモノや情報、仕組みなどを組み合わせることにより、新たな価値を創造していくこと。

【え】

エコツーリズム

自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解・再認識され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

【お】

オープンスペース

公有・私有を問わず公開性が確保された広がりのある屋外空間のこと。

温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、太陽からの熱を地球に封じ込める働きをするもの。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）など7種類を定めている。

【か】

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや不法投棄など、非意図的な漏出により、通常の廃棄物の回収・処理ルートを外れ、河川などを通じて海洋に流出したプラスチックごみ。

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。

外来生物

人間の活動によって海外や国内の他の地域から、意図する・意図しないにかかわらず、持ち込まれた生きもののこと。

化学的酸素要求量

(COD : Chemical Oxygen Demand)

海水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物を酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものとして、環境基本法に規定されている。

ダイオキシン類の環境基準は、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類対策特別措置法により規定されている。

環境月間

1972年(昭和47年)にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し、国連では6月5日を「世界環境デー」とし、日本では、1993年(平成5年)に環境基本法において、6月5日を「環境の日」と定めている。

環境省の主唱により、1991年度(平成3年度)から6月の1カ月間を「環境月間」としている(1990年度(平成2年度)までは、6月5日を初日とする「環境週間」)。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するための取り組み。

【き】

企業の社会的責任

(CSR: Corporate Social Responsibility)

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、利害関係者(ステークホルダー)に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のこと。

気候変動

数十年かそれよりも長い期間持続する、気候状態の変化のこと。気候変動には自然の要因と、人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加やエアロゾル(大気中の微粒子)の増加、森林破壊などの人為的な要因がある。

気候変動に関する政府間パネル

(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された国連の組織。気候変動に関する最新の科学的知見をまとめ、政策決定などに活用してもらうことを任務としている。

吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋のこと。

【く】

グリーンインフラストラクチャー (グリーンインフラ)

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方や取り組みのこと。

グリーンカーボン

光合成を通じて植物に吸収された二酸化炭素由来の炭素のこと。

【け】

景観重要樹木

「景観法」および「横須賀市景観計画」に基づき、景観上重要な樹木として指定されるもので、由緒・由来があり、美観上優れている、もしくは市民に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木。

ケミカルリサイクル

使用済みの資源を化学反応により組成変換した後リサイクルすること。

【こ】

光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物(NOx)や炭化水素(HC)が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質の総称。

光化学スモッグ

光化学オキシダントや、これらの物質からできたスモッグのこと。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のこと。

国連持続可能な開発のための教育の 10 年

2005 年（平成 17 年）から 2014 年（平成 26 年）までの 10 年を「国連持続可能な開発のための教育の 10 年（DESD）」とすること。

2002 年（平成 14 年）の「第 57 回国連総会」において、議決された。

固定価格買取制度

（FIT：フィット Feed in Tariff）

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光、風力その他の永続的に利用することができると思われるエネルギー源であって国の法令で定めるものを利用したエネルギーのこと。

里山的環境

現在もしくは過去に田畑、水路、ため池、雑木林などの一部が存在し、それらの要素が人々の生活にとって、身近な自然環境となっている地域をいう。

【し】

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015 年（平成 27 年）9 月の「国連サミット」において、193 の国連加盟国で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とした行動計画。

持続可能な開発のための教育

（ESD：Education for Sustainable Development）

2002 年（平成 14 年）の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）において国が提唱した考えで、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育。

持続可能な開発のための教育に関する

グローバル・アクション・プログラム（GAP）

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の後継として、2013 年（平成 25 年）の「第 37 回ユネスコ総会」において採択された、2015 年（平成 27 年）から 2019 年（令和元年）までのプログラム。

持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESDfor2030）

「国連持続可能な開発のための教育の 10 年（DESD）」（2005 年～2014 年）および「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015 年～2019 年）の後継として、2020 年（令和 2 年）～2030 年（令和 12 年）における「ESD」の国際的な実施枠組みのこと。

持続可能な開発目標

（SDGs:Sustainable Development Goals）

2001 年に策定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、2015 年（平成 27 年）9 月の「国連サミット」で加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、17 のゴール・169 のターゲットから構成された国際目標のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、まず製品などが廃棄物などとなることを抑制し、次に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で廃棄される食品のこと。

自立分散型電源

再生可能エネルギーなど比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。

【す】

スマートグリッド

情報通信技術の活用により、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる電源や、各家庭・事業所などの需要家の情報を活用し、最適化を図る電力供給システムのこと。

【せ】

生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みで、特に人間が恩恵を受けているもの。

生物化学的酸素要求量

(BOD : Biochemical Oxygen Demand)

河川水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中の有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

ゼロカーボンシティ

「2050年に二酸化炭素を実質ゼロ」にすることをめざす旨を首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体。

【た】

ダイオキシン類

一般にポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニルという化合物の総称のこと。

第五次環境基本計画

環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めるもので、2018年(平成30年)4月17日に閣議決定した第五次環境基本計画は、平成6年、平成12年、平成18年、平成24年に続くもので「SDGs」「パリ協定」採択後に初めて策定された環境基本計画。

分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し「新たな成長」につなげていくことや、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱している。

脱炭素社会

二酸化炭素排出量実質ゼロを達成し、かつ、生活の質の向上および持続可能な経済の発展が可能となった社会のこと。

【ち】

地域循環共生圏

第五次環境基本計画において、提唱された各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象。

【て】

適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取り組み。

【と】

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の定義において、人為によりおおむね明治元年以降に我が国に入ってきた生物で、在来生物を捕食し、在来生物を競合により駆逐する。また、在来生物との交雑による遺伝的影響が生じた生物のこと。

都市公園

都市公園法に基づき設置された公園または緑地のこと。

土壌汚染

人間にとって有害な物質により、土壌が汚染された状態のこと。

土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染のほか、自然由来で汚染されているものも含まれる。

【に】

二酸化炭素排出量実質ゼロ

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林などの吸収による吸収量が等しくなり、計算上、二酸化炭素排出量が実質的にゼロとなる状態のこと。

【ね】

燃料電池

水素と酸素の化学反応(水の電気分解の逆反応)により、電力と熱を発生させる技術のこと。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機物資源で化石資源を除いたもの。

バイオマス発電

バイオマスを原料とした発電方式のこと。

廃棄物

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの。

パリ協定

2020年(令和2年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。

京都議定書の後継として、2015年(平成27年)に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」(COP21)で採択され、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保持し、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられた。

【ひ】

ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ヒートポンプ

少ないエネルギーで低温の熱源から熱を集めて高温の熱源へ送り込む装置のこと。

微小粒子状物質

(PM2.5: Particulate Matter)

大気中に浮遊している2.5 μm (1 μm は1mmの千分の1)以下の小さな粒子のこと。

【ふ】

風致地区

都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地などの良好な自然環境を保持している地域や史跡、神社仏閣などがある地域、良好な住環境を維持している区域などを対象に都市計画法に基づく地域地区として都市計画決定される地区のこと。

プラスチックスマート

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取り組みを進めることを後押しするため、環境省が立ち上げたキャンペーン。

ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの"プラスチックとの賢い付き合い方"を全国的に推進することを掲げている。

ブルーカーボン

沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素のこと。

【や】

谷戸

丘陵の間の谷状の地形をもつ地域のこと。

【り】

流域治水

流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策。集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川などの氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

緑被率

樹木や草地など植物で覆われた土地の占める割合のこと。

【B】

BEMS：ベムス

(Building and Energy Management System)

環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビルのエネルギー管理システム。

業務用ビルなど、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を加味して最適な運転を行う。

【C】

COOL CHOICE（クールチョイス）

脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を進める取り組み。

【F】

FEMS：フェムス

(Factory Energy Management System)

工場向けエネルギー管理システム。

【H】

HEMS：へムス

(Home Energy Management System)

エネルギー消費量を可視化しつつ積極的に制御を行うシステム。

【N】

NGO (Non-Governmental Organization)

貧困・飢餓や紛争、環境破壊や災害など世界で起こっているさまざまな課題に、政府や国際機関とは異なる「民間」の立場から、利益を目的とせず取り組む市民団体。

NPO (Non-Profit Organization)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に収益を分配することを目的としない団体の総称。

【Z】

ZEH：ゼッチ (Net Zero Energy House)、

ZEB：ゼブ (Net Zero Energy Building)

外皮の断熱性能などの大幅な向上や高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅およびオフィスビルなどの建築物。

【3】

3R+I

可能な限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再利用する3R（リデュース：Reduce、リユース：Reuse、リサイクル：Recycle）に加え、不要なものや余計なものは「断る」ことでごみを発生させないリフューズ（Refuse）の観点を加えたもの。

2 分野別計画

本計画の分野別計画として位置付けている計画の概要は、以下のとおりです。

(1) ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画」（区域施策編および事務事業編）として位置付け、市の事務事業および市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の抑制・削減に関する事項を定めています。

また、2018年（平成30年）12月に施行された「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付け、地球温暖化対策分野の総合的な計画として策定しました。

2011年度（平成23年度）に策定した「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン（2011～2021）」の計画期間が終了したことから、2021年（令和3年）3月に新たに策定した地球温暖化対策実行計画です。

本計画における地球温暖化対策分野の分野別計画として位置付けます。

地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例

脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すとともに、市民・事業者・市民団体と連携し、温室効果ガスの排出量の削減等及び気候変動適応策を推進していくために「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定しました（2021年（令和3年）10月1日施行）。

この条例は、脱炭素社会への移行に向けた地球温暖化対策の推進について、基本理念、各主体の責務及び基本事項を定め、地球温暖化対策を推進することにより、脱炭素社会への移行を目指します。

地球温暖化対策を行うことは、地球環境はもとより人々の暮らしや生命を守る上でも重要であるとともに、脱炭素社会の実現後も影響を及ぼすと考えられている気候変動への適応についても推進していく必要があることから「現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保」を目的としています。

(2) 横須賀市みどりの基本計画

「都市緑地法」および「みどりの基本条例」に基づき、策定する緑地の適正な保全および緑化の推進に関する基本計画です。

計画では、本市のみどりに対する基本的な考え方を示し、施策や取り組みを体系的にまとめ「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に推進し、効果的、効率的にみどりを保全・創出することを目的としています。

2016年（平成28年）3月に策定した「横須賀市みどりの基本計画」は、2021年（令和3年）3月をもって、策定から5年が経過し、計画期間の中間年にあたることから、法改正や関連計画の改定、みどりに関する新たな課題などへ対応するため、中間見直しを行いました。

本計画におけるみどり政策分野の分野別計画として位置付けます。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項および「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」第6条の規定に基づき、策定する一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

計画では「3R」（リデュース、リユース、リサイクル）の視点に「リフューズ」を加えた「3R+1」を基本方針として掲げ、推進施策の大枠として「食品ロス」やプラスチックごみへの対応など、時代に即した施策などの重点施策、啓発や指導などの継続施策、今後も継続して検討を進める検討施策を示しています。

2017年（平成29年）3月に改訂した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の計画期間が終了したことから、2021年（令和3年）3月に新たに策定した計画です。

本計画における廃棄物対策分野の分野別計画として位置付けます。

(4) 生活排水処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、策定する計画です。

計画では、計画的に生活排水処理対策を行うため、生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法などの基本方針を示しています。

2011年（平成23年）3月に策定した「生活排水処理基本計画」の計画期間が終了したことから、2021年（令和3年）3月に新たに策定した計画です。

本計画における水環境分野の分野別計画として位置付けます。

3 計画策定の体制

(1) 横須賀市環境審議会

環境審議会は、環境基本条例第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について調査審議するために設置する組織です。

委員は2年を任期とし、学識経験者、事業者代表、市民公募委員などから構成されており、本計画の策定においては市長の諮問を受け、その内容について専門的・総合的に審議を行いました。

表1 横須賀市環境審議会委員名簿（2021年（令和3年）9月現在、敬称略）

役職	氏名	区分	所属・職名
	飯島 健太郎	学識経験者	東京都市大学教授
	今井 利為	学識経験者	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
	梅津 直樹	事業者	JAよこすか葉山経済部長
	小澤 紳一郎	事業者	横須賀市漁業振興協議会会長
◎	奥 真美	学識経験者	東京都立大学教授
	川名 優孝	学識経験者	東京海洋大学准教授
	菊池 匡文	事業者	横須賀商工会議所専務理事
	岸 由二	学識経験者	慶應義塾大学名誉教授
	木本 一雄	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
	高梨 雅明	学識経験者	一般財団法人 日本公園緑地協会副会長
	天白 牧夫	学識経験者	NPO法人 三浦半島生物多様性保全理事長
	長谷川 隆	学識経験者	横須賀市立小学校校長会
	林 公義	学識経験者	元横須賀市自然・人文博物館館長
	原田 保子	公募委員	市民公募委員
○	松本 安生	学識経験者	神奈川大学教授
	松行 美帆子	学識経験者	横浜国立大学教授
	三澤 幸子	公募委員	市民公募委員
	山口 隆子	学識経験者	法政大学准教授
※以下、2019年（令和元年）10月1日以降に在任したことのある委員			
	太田 議	事業者	横須賀市漁業振興協議会会長
	片田 敦子	学識経験者	横須賀市立小学校校長会
	島野 武久	事業者	JAよこすか葉山経済部長
	三浦 匡	学識経験者	横須賀市立小学校校長会
	元木 実	市民団体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長

【役職について】◎：委員長 ○：委員長職務代理者

※委員名簿は、諮問（2019年（令和元年）10月）から答申（2021年（令和3年）9月）までの間に委員として在任していた委員

(2) 環境総合政策会議

環境総合政策会議は、環境基本条例第12条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討・推進するために設置する庁内組織です。

委員は、副市長、各関係部長などで構成され、本計画の策定においては、分野別計画との整合や計画体系、基本目標、指標などについて検討・調整を行いました。

表2 環境総合政策会議委員名簿（2021年度（令和3年度））

部局等		
【委員長】担任副市長		
【副委員長】環境政策部長		
経営企画部長	総務部長	財務部長
文化スポーツ観光部長	市民部長	健康部長
資源循環部長	経済部長	都市部長
土木部長	みなと振興部長	上下水道局技術部長
消防局長	教育総務部長	学校教育部長

(3) 環境総合政策会議環境基本計画推進部会

環境総合政策会議環境基本計画推進部会は、環境総合政策会議環境基本計画推進部会設置要綱および環境総合政策会議設置要綱に基づき、環境総合政策会議の専門部会として、専門的事項を検討・推進するために設置する庁内組織です。

委員は、関係各課長等で構成され、本計画の策定においては、分野別計画との整合や計画体系、基本目標、指標などについて検討・調整を行いました。

表3 環境総合政策会議環境基本計画推進部会委員名簿（2021年度（令和3年度））

部局等		
【部会長】環境政策部環境企画課長		
経営企画部都市戦略課長	財務部財務課長	市民部市民生活課長
市民部危機管理課長	環境政策部自然環境共生課長	環境政策部環境管理課長
環境政策部公園管理課長	環境政策部公園建設課長	資源循環部資源循環政策課長
経済部農業振興課長	都市部都市計画課長	土木部河川・傾斜地課長
みなと振興部港湾企画課長	上下水道局技術部計画課長	教育総務部生涯学習課長
教育総務部博物館運営課長	学校教育部教育指導課長	

4 計画策定（審議）の経過

年	月	項目	備考
2019年 (令和元年)	10	第65回横須賀市環境審議会の開催	◎諮問
2020年 (令和2年)	2	第66回横須賀市環境審議会の開催	
	6	第67回横須賀市環境審議会の開催	
	7	第25回環境総合政策会議の開催	
	8	市民アンケートの実施	
	8	こどもアンケートの実施	
	8	事業者アンケートの実施	
	8	農業関係者アンケートの実施	
	8	漁業関係者アンケートの実施	
	8	第10回環境総合政策会議環境基本計画推進部会の開催	
	10	自由意見募集の実施	
	10	第68回横須賀市環境審議会の開催	
	11	市民説明会の実施	
	11	意見交換会の実施	
2021年 (令和3年)	2	第11回環境総合政策会議環境基本計画推進部会の開催	
	3	第69回横須賀市環境審議会の開催	
	5	第26回環境総合政策会議の開催	
	5	第70回横須賀市環境審議会の開催	
	7	第71回横須賀市環境審議会の開催	
	9	第72回横須賀市環境審議会の開催	◎答申
	11	パブリック・コメント手続の実施	
2022年 (令和4年)	2	第27回環境総合政策会議の開催	

5 市民参加の状況

新たな環境基本計画および地球温暖化対策実行計画の策定にあたり、市民等の環境保全に対する考えや、取り組み状況を把握し、新計画策定の基礎資料とすることを目的に市民意見聴取を実施しました。

(1) 市民等アンケート

①調査対象および調査方法

区分	調査対象数
市 民	住民基本台帳から無作為抽出した16歳以上の市民2,000人を対象に郵送
こ ども	住民基本台帳から無作為抽出した10～15歳の市民1,000人を対象に郵送
事 業 者	法人市民税課税台帳から無作為抽出した市内事業所350社を対象に郵送
農業関係者	農業関係者80人を対象によこすか葉山農業協同組合を通じて配付を依頼
漁業関係者	漁業関係者80人を対象に横須賀市漁業協同組合を通じて配付を依頼

※住民基本台帳は2020年（令和2年）5月末現在のものを使用

※法人市民税課税台帳は2019年度（令和元年度）現在のものを使用

②調査期間（発送日—投函締切日）

2020年（令和2年）8月5日～8月28日

③回収結果

区分	調査対象数	有効回収数	有効回収率
市 民	2,000	965 (郵送：824 web：141)	48.3% (郵送：41.2% WEB：7.1%)
こ ども	1,000	562	56.2%
事 業 者	350	104	29.7%
農業関係者	80	12	15.0%
漁業関係者	80	45	56.3%
合 計	3,510	1,688	48.1%

※回答は郵送による回答（市民アンケートのみ、インターネット回答も可能とした）。

(2) 自由意見募集

①意見募集期間

2020年（令和2年）10月12日～10月30日

②対象

市内在住・在勤・在学の方、市内事業者および市内で活動する市民団体の方

③意見の提出方法

様式は自由とし、電子メール、FAXまたは郵送により提出

④意見募集結果

196人（延べ500件）のうち、本件の対象と判断した数は113人（延べ270件）

(3) 市民説明会および意見交換会

①実施日時

2020年（令和2年）11月3日

（i）市民説明会…13時～14時30分

（ii）意見交換会…15時～16時40分

②実施場所

ヴェルクよこすか（横須賀市勤労福祉会館）6階第1会議室

③対象

市内在住・在勤・在学の方、市内事業者および市内で活動する市民団体の方

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、横須賀市コールセンターおよびネット申込を利用した事前申込制とした

（i）市民説明会（先着30人）

（ii）意見交換会（1団体3人まで、先着30人）

④参加者

（i）市民説明会…9人

（ii）意見交換会…6人（4団体）

(4) パブリック・コメント

①意見募集期間

2021年（令和3年）11月10日～12月1日

②意見募集結果

（i）意見提出人数…7人

（ii）意見総数…70件

6 諮問・答申

(1) 諮問

写

横環企第53号
令和元年(2019年)10月29日

横須賀市環境審議会
委員長 奥 真 美 様

横須賀市長 上 地 克 明

「(仮称)横須賀市新環境基本計画」の策定について(諮問)

横須賀市では、環境基本条例第9条第1項の規定に基づき、平成23年3月に「横須賀市環境基本計画(2011～2021)」を策定し、環境行政を推進しています。

現行計画の計画期間が令和3年度までのため、令和4年度からの「(仮称)横須賀市新環境基本計画」を策定することといたしました。

この「(仮称)横須賀市新環境基本計画」では、本市を取り巻く環境や社会・経済情勢の変化に対応した目標を設定するとともに、より良い本市の環境を次世代に引き継ぐための実効性のある計画とする必要があります。

つきましては、同条例第9条第3項の規定に基づき、「(仮称)横須賀市新環境基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申

写

令和3年(2021年)9月30日

横須賀市長 上地克明様

横須賀市環境審議会
委員長 奥真美

「(仮称)横須賀市新環境基本計画」の策定について(答申)

環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、令和元年(2019年)10月29日付、横環企第53号において諮問された標記の件について、これまで7回にわたり審議会を開催し、審議を重ねてまいりました。

本審議会では、横須賀市を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に対応し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下記の考え方を踏まえ、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

記

1 社会経済情勢の変化による新たな環境課題等への対応

現行計画(横須賀市環境基本計画(2011~2021))策定後の社会経済情勢の変化や国内外の環境政策の動向を踏まえ、新たに顕在化した環境課題、法改正及び「持続可能な開発目標」(SDGs)などへの対応を確実に行うこと。

2 計画における環境像及び基本目標の設定

計画がめざす横須賀市の環境の姿として「環境像」を定めるとともに、パートナーシップによる取り組みを前提に、計画の基本目標は「自然環境の保全」、「地球温暖化対策」、「廃棄物対策」、「生活環境の保全」のほか、現在及び将来を担う人材の育成などを推進するため、現行「横須賀市環境教育・環境学習マスタープラン」を統合し「環境教育・環境学習の推進」を新たに掲げること。

3 関連計画との整合及び施策の展開

国、神奈川県計画をはじめ、横須賀市の総合計画及び分野別計画との整合を図り、多様な主体と連携した施策を展開するとともに、将来を見据えた「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」などに基づき、地域の特性を生かした独自の施策や先導的なリーディングプロジェクトを推進するなど、総合的な環境施策を展開すること。

7 環境基本条例

平成 8 年 3 月 27 日

条例第 26 号

改正 平成 23 年 3 月 28 日市条例第 12 号

平成 28 年 3 月 30 日条例第 23 号

令和 3 年 3 月 29 日条例第 13 号

環境基本条例をここに公布する。

環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第 8 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等(第 9 条—第 23 条)

第 4 章 環境審議会(第 24 条)

第 5 章 雑則(第 25 条)

附則

私たちのまち横須賀は、三浦半島の中央部にあって、三方を海に囲まれており、首都圏に位置しながら比較的豊かなみどりと温暖な気候に恵まれています。そして、私たちは今日に至るまで、先人たちの努力により培われてきた産業や文化を育む一方で、生活の利便性や物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーの過剰な消費による環境への負荷を意識することなく社会経済活動や日常生活を営んできました。

しかし、この営みにより、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の増大や身近な自然の減少など都市の活動や生活に密接に関係する環境問題が発生しました。また、気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失、海洋汚染等に係る問題など地球規模の環境問題も顕在化しています。これらの問題は、このままでは更に深刻化し、将来の世代にわたり取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあります。

もとより、すべての市民は、安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことができない環境の恵みを受取る権利を有するとともに、このかけがえのない環境の恵みを将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

市民、事業者及び市は、この原則に基づき、生命及び生活の基盤となる限りある環境を守るため、環境の尊さを認識し、環境に対し調和と節度の心を持って、一体となって協働して行動しなければなりません。

この決意をもって、環境の保全及び創造により、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを受取る横須賀を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、行動の原則を基本理念として定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市の環境政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

(定義)

第3条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第4条 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市が資源としての環境の有限性を認識し、現在及び将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむことができるよう行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造については、市民、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働により、行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造については、地球規模の環境問題を市民、事業者及び市が自らの課題としてとらえて行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、その日常生活において、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者及び市との協働に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、市民及び市との協働に配慮しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、基本理念に基づき、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、市民及び事業者との協働により、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体との連携及び協働に努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。

- (1) 丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。
- (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、及び脱炭素社会への移行を進めること。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、第24条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

(環境への配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

2 市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。

(総合調整等)

第12条 市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。

(規制の措置)

第 13 条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(施設整備等の推進)

第 14 条 市は、環境の保全に資する廃棄物処理施設その他の公共施設及び良好な環境の保全と創造による快適な市民生活の保持に資する公園等の整備等を推進するものとする。

(水環境の保全等)

第 15 条 市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保
- (2) 人と水とのふれあいを図るための施設の整備
- (3) 水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進

(水循環の健全化等)

第 16 条 市は、水循環(水循環基本法(平成 26 年法律第 16 号)第 2 条第 1 項に規定する水循環をいう。)の健全化に資するよう、流域における水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図るために必要な施策の実施並びに流域の管理を行うために必要な体制の整備等による関係者相互の連携及び協力の推進に努めるものとする。

(気候変動への対応)

第 17 条 市は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化を主な要因とした気候変動に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 18 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 19 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第 20 条 市は、第 18 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 24 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(この条例の見直し)

第 25 条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、平成 23 年 4 月 1 日後 6 年以内に見直しを行うものとし、以後 5 年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 8 年 7 月 25 日規則第 45 号により平成 8 年 8 月 1 日から施行)

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 12 号)抄

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日条例第 23 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日条例第 13 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

横須賀市環境基本計画 2030

編集・発行：横須賀市環境政策部環境企画課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地

電話：046-822-8327 Fax：046-824-5630

E-mail：ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ：https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp

- ・2022年（令和4年）4月1日以降、「環境政策部」は「環境部」へ、「環境企画課」は「ゼロカーボン推進課」へ変更となります。
- ・この印刷物は、グリーン購入法に基づく令和3年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断の基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて制作しています。
- ・この冊子は、200部製作し、1部あたりの印刷経費は1,750円です。

